

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例案要綱

1 制定の理由

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る同法第10条第1項の特別会計によって行っている経理を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づく特別会計によって行うこととするため、滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例を制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号イからニまでに掲げる事業および独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第4号の資金の貸付けに関する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計を設置することとします。(第1条関係)
- (2) この会計においては、一般会計からの繰入金、貸付金の償還金、地方債収入その他の収入をもって歳入とし、貸付金、地方債償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とすることとします。(第2条関係)
- (3) その他
 - ア この条例は、平成28年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。
 - ウ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

議第 号

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）第 15 条第 1 項第 3 号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う同号イからニまでに掲げる事業および独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する同項第 4 号の資金の貸付けに関する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第 2 条 この会計においては、一般会計からの繰入金、貸付金の償還金、地方債収入その他の収入をもって歳入とし、貸付金、地方債償還金、一般会計への繰出金その他の支出をもって歳出とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 57 号）第 9 条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 115 号。以下「旧助成法」という。）第 3 条第 1 項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業の経理は、第 1 条の規定により設置された特別会計において併せて行うものとする。

3 この条例の施行の際旧助成法第 10 条第 1 項の特別会計に属する権利および義務は、滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計が承継するものとする。

4 旧助成法第 10 条第 1 項の特別会計の平成 27 年度の収入および支出ならびに決算に関しては、なお従前の例による。

(滋賀県公債管理特別会計条例の一部改正)

5 滋賀県公債管理特別会計条例(平成 13 年滋賀県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る同法第10条第1項」を削り、「第1条」の右に「および滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例（平成28年滋賀県条例第 号）第1条」を加える。

滋賀県公債管理特別会計条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 （歳入および歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項、<u>小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る同法第10条第1項、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第13条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（平成23年滋賀県条例第11号）第1条の規定により設置された特別会計を除く。）からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</u></p> <p>付則 省略</p>	<p>第1条 省略 （歳入および歳出）</p> <p>第2条 この会計においては、一般会計および特別会計（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項、<u>林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第13条第1項および地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条ならびに滋賀県就農支援資金貸付事業等特別会計条例（平成23年滋賀県条例第11号）第1条および滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計条例（平成28年滋賀県条例第 号）第1条の規定により設置された特別会計を除く。）からの繰入金、地方債収入その他の収入をもってその歳入とし、地方債の元利償還金その他の支出をもってその歳出とする。</u></p> <p>付則 省略</p>